

令和6年度新潟市における法令遵守の推進等に関する条例運用状況

件数		概要	
不当要求行為	0件		
公益目的通報	1件	通報受理日	令和5年12月20日
		通報内容	休日に勤務する場合の取り扱いについて、新型コロナウイルス感染症対応や選挙投開票事務に関して、各担当部署から「原則、振替・代休対応」「必ず振替・代休対応」という通知が出されていることは、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に違反している。
		審査会市長報告日	令和6年6月28日
		審査会調査結果	当該公文書が全庁に掲示されていたことだけをもって、法令等に違反していたということはいえない。
		審査会意見	<p>1 休日に勤務する場合の取扱いは、週休日の振替と代休日の指定制度があり、それぞれの違いについて、現状、全ての所属長が正しく認知しているとは言えない状況であることから、あらためて、所属長に対して制度周知をする必要がある。</p> <p>2 本件調査を行ったところ、通報書に記載はない、次の事実が判明した。 休日の正規の勤務時間に勤務をし、代休日の指定をしなかった場合、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第17条には休日勤務手当を支給すると規定されているところ、新潟市では、平成の頃（明確な時期は不明）からシフト制により勤務時間の割り当てを行っている特定の職場を除く全ての職場において時間外勤務手当を支給する運用としていた。勤務時間条例の規定上、週休日勤務であれば時間外勤務手当を、休日勤務であれば休日勤務手当を支給すべきであるが、規定に反して、双方ともに時間外勤務手当を支給していたことも、2つの制度が違うものであると認識されない原因になっていたとも考えられる。 地方公務員法第24条第5項に「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」と規定されており、勤務時間条例第17条の規定により休日勤務において支給する手当は休日勤務手当と定められていることから、現在の時間外勤務手当として支給していることは勤務条例に違反している。直ちに、是正すべきである。</p>
是正処置	<p>1 職員向けのマニュアルの改訂と所属庁向けの研修にて注意喚起を行った。</p> <p>2 時間外勤務手当と休日勤務手当を合算することなく支給するよう対応する。</p>		

公益目的通報：
(不受理) 3件